

川崎市議会 議長 青木 功雄 様

市民館と図書館への指定管理者制度導入にかかわる条例改正に関する陳情

川崎の文化と図書館を発展させる会
川崎市幸区東古市場 9-21
代表 城谷 護

日頃より、川崎市政についてご尽力いただき感謝申し上げます。
さて、川崎市教育委員会は指定管理者制度導入のための条例改正案を 9 月議会に提出するとしています。
しかし市教育委員会は「市民館・図書館の管理・運営の考え方」の中で、指定管理者制度は「これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題がある」と認めていますし、市議会の論議でも「一般市民への周知が十分とはいえない」「指定管理を導入してみないとわからない」など指摘され、市民を含めた議論が十分尽くされたとはいえません。従って、今回の条例改正は時期尚早と考え、以下のように陳情します。

【陳情の要旨】

市民館及び図書館への指定管理者制度導入は、一般市民、利用者を含めた議論がまだまだ十分ではないので、9 月議会での条例改正を見送って下さい。

【陳情の理由】

- 1. 市民館や図書館は学校教育と同じ教育機関の社会教育施設です。誰もが文化・情報・資料を見たい、知りたい、学びたい、楽しみたいとき、住民にもっとも身近な文化的環境を提供するのが公共施設としての市民館・図書館です。
- 2. 指定管理者制度導入により、自治体と現場との意思疎通が図れない、サービスの向上が望めない、直営なら必要ないモニタリング業務が職員の負担を増やす、自治体に専門性が継承されないなどの問題があります。
- 3. 指定管理者制度導入は、非正規労働の温床になっており、低賃金、身分保障が不安定で、年金等生涯にわたっての生活保障や、特に女性の自立に不利な影響を及ぼします。
- 4. 市民館や図書館は地域、歴史、文化、時事関連など、今を生きる市民のあらゆる関心、要求に対応する仕事です。そのため、専門職として経験・知識を蓄積できるよう、短期でなく安定した働き方への配慮が必要です。
- 5. 市民館・図書館など公共施設は、住民の福祉を増進する目的で設置され、長期的な展望が必要です。なぜ直営ではなく指定管理でなければならないのか、1～4 のように、いまだ検証されていない様々な問題も含め利用者である市民と十分に協議し、その経過は市民自治（川崎市自治基本条例）の観点から広く市民に共有されるべきです。

氏 名	住 所